

事業系廃棄物減量化計画書作成の手引

○ はじめに

事業者の皆様には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに「七尾市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）」及び「七尾市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」により、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理すること、事業系廃棄物の減量に努めることが求められています。

○ 対象となる建築物（事業用大規模建築物の範囲）

事業の用に供している部分の床面積が、次どちらか該当するものは事業用大規模建築物です。

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条に規定する特定建築物
事務所、店舗、ホテル等の用途で床面積が3,000㎡以上の建築物
- 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗
店舗の用に供される部分の面積が1,000㎡を超える店舗

○ 事業用大規模建築物に該当する場合

■ 事業系廃棄物減量化計画書（提出期限：毎年5月31日）

事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物の種類ごとの発生量や発生抑制・再使用の取組、再生利用の方策などについて、前年度の実績と当該年度の見込み（それぞれ4月1日から3月31日までの1年間）を取りまとめた「事業系廃棄物減量化計画書」を作成し、提出しなければなりません。

■ 廃棄物管理責任者選任届・変更届（変更後は速やかに）

廃棄物管理責任者選任の日から10日以内に「廃棄物管理責任者選任届」を提出してください。

人事異動などで廃棄物管理責任者に変更があった場合は、速やかに「廃棄物管理責任者変更届」を提出してください。

事業系廃棄物減量化計画書について

事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物の種類ごとの発生量や発生抑制・再使用の取組、再生利用の方策などについて、前年度の実績と当該年度の見込（それぞれ4月1日から3月31日までの1年間）を取りまとめた「事業用大規模建築物減量化計画書」を作成し、提出しなければなりません。手順は次のとおりです。

作成の手順

1 ごみの排出量を把握 年間を通じて把握しましょう

<把握方法>

○重量の実測 ○容積の実測 ○廃棄物処理業者・再資源化業者などからの聞き取り

詳しくは⇒3ページへ

Point!

2 ごみの処理先を確認

●廃棄物の種類ごとに収集運搬業者等を確認する。

※ 自己処理（処理施設への自己搬入、生ごみ処理機の使用など）の場合はその方法や処理実績も確認しましょう。

●廃棄物の種類ごとに運搬先や処理・再資源化方法なども確認する。

詳しくは⇒4ページへ

Point!

3 前年度の排出抑制・再資源化の取組状況を確認 普段の記録が大切です

4 今年度の排出抑制・再資源化の取組内容を検討

◎前年度の実績をもとに、ごみ減量が可能な点を検討します。

●発生量の多い廃棄物の種類を確認し、発生抑制方法を検討する。

●再資源化率の低い廃棄物の種類を確認し、再資源化方法を検討する。

5 今年度の発生抑制量・発生量・再資源化量等の見込みを算出

今年度の事業の見通しを踏まえて、廃棄物の種類ごとの発生量の見込みを算出します。

ごみ排出量の把握方法

1 ごみの排出量を把握

- 重量の実測による方法
排出時に、はかりや体重計等を利用して、その種類ごとに重量を計量します。
- 容積の実測による方法（容積から重量へ換算する係数を使用）
ごみの排出前に、ごみ袋の数や保管容器の数を数え、その容量を記録します。ごみの種類ごとの換算係数を用いて重量を推計します。
- 許可業者・再資源化業者から聞き取る方法
ごみの収集や処理を依頼している業者から聞き取るほか、伝票などがあればそれをもとに把握します。

2 具体的な発生量の把握方法

2-1 重量の実測による把握

重量を測定するためには、ハカリが必要です。また、体重計を利用することもできます。測定者がごみを持って体重計に乗り、ごみを持たずに乗った場合との差を求めると簡単です。

2-2 容積の実測による把握（容積から重量に換算）

容積を実測し、重量に換算する方法は、排出するごみ袋やポリバケツ等の1個当たりの容量を把握して、これに排出個数を乗じて総発生容量を求めます。さらに、換算係数を乗じて重量を推計する方法です。

総発生容積(t/m^3) = 袋・容器の容量(t/m^3) × 袋・容器の数

ごみの重量($\text{kg} \cdot \text{m}^3$) = 総発生容積(t/m^3) × 換算係数

■可燃ごみ ごみ袋（45 t/m^3 ） 年間100袋を排出した場合の計算例

$$4,500(\text{t/m}^3) = 45(\text{t/m}^3) \times 100\text{袋} \rightarrow 1,350(\text{kg}) = 4,500(\text{t/m}^3) \times 0.30$$

表1 ごみの種類別容積から重量への換算のための係数（ t/m^3 、 kg/t ）

ごみの種類	例	換算係数
新聞紙	新聞紙	0.30
雑誌類	コピー用紙、プリンタ用紙、雑誌、本、カタログ、折込チラシ等	
段ボール	段ボール	
機密書類	個人情報等のため、廃棄の際に注意が必要な書類	
生ごみ	食品の食べ残し、売れ残り、調理残渣等（食品加工業を除く。）	1.00
廃食用油	食品加工業で使われた油を除く食用油	1.00
木くず	木製品、せん定枝等（建設、木材製造、木製品製造業を除く。）	0.55
可燃ごみ	汚れやリサイクルに適さない古紙・古布、草木類を除く木くず等	0.30

収集運搬業者や運搬先、処理・再資源化の方法を把握

1 事業系一般廃棄物の再利用の方法を把握

- 廃棄物の種類ごとの再利用量を「表2 事業系一般廃棄物の再利用の方法」を参考に把握します。処分量は、発生量から再利用量を減じた量を記載してください。
- 処理委託契約書等により、廃棄物の種類ごとに、一般廃棄物処分業者、再生登録事業者の名称を把握します。

表2 事業系一般廃棄物の再利用の方法

種類	再利用の方法例
新聞紙	・自ら又は一般廃棄物収集運搬業者・古紙回収業者が収集運搬し、 ① 石川県廃棄物再生登録事業者へ搬入したもの
雑誌	
段ボール	
機密書類	
生ごみ	・自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬し、 ① 石川県廃棄物再生登録事業者へ搬入したもの ② 生ごみを家畜の飼料として畜産農家へ搬入したもの ・自ら生ごみ処理機で、生ごみを堆肥化処理したもの
廃食用油	・自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬し、 ① 石川県廃棄物再生登録事業者へ搬入したもの
木くず	・自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬し、 ① 石川県廃棄物再生登録事業者へ搬入したもの ・自ら草木類を堆肥化処理したもの
可燃ごみ	※再利用に記載しないでください。

2 産業廃棄物の種類及び発生量等の把握

産業廃棄物は、その排出時に使用した産業廃棄物処理委託契約書や産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、産業廃棄物の種類、発生量、産業廃棄物収集運搬・処分業者等を把握します。

(参考) 市内の一般廃棄物処分業者及び石川県廃棄物再生登録事業者

○一般廃棄物処分業者

No.	業者名	住所（事業所）	連絡先	取扱廃棄物
1	ななかリサイクルセンター	吉田町 10 部 12 番 1	0767-68-3200	可燃ごみ（一般廃棄物）
2	ななか中央埋立場	藤橋町キ部 1 番地	0767-53-5321	埋立ごみ（一般廃棄物）
3	（株）ピーエフエ	舟尾町ク 36-1 番地	0767-68-3788	木くず
4	（株）家村商店	万行町五部 129 番地 21	0767-53-2100	木くず
5	西日本資源再開発（株）	佐味町イ部 42 番地	0767-52-7755	木くず、ガラスくず、コンクリート・アスファルトくず、陶磁器くず、石膏ボード
6	（株）環境日本海サービス 公社	八幡町塔地面 1-1	0767-52-7707	廃油（廃食用油限定）
7	生き生き七尾づくり NPO	舟尾町ク 23 番地	0767-68-3866	残さ・調理くず・生ゴミ
8	能登かき養殖漁業振興会	中島町浜田五 92 番地	0767-66-6222	貝殻
9	（有）金沢商店	矢田新町二部 123 番地	0767-53-2046	ペットボトル

○石川県登録廃棄物再生事業者

No.	業者名	住所（事業所）	連絡先	取扱廃棄物
10	（有）金沢商店	矢田新町二部 123 番地	0767-53-2046	古紙、金属くず
11	（株）資源開発	東三階町テ部 48 番地 1	0767-52-2941	古紙
12	紙吉（株）	津向町ト部 53 番地 1 3	0767-52-0129	古紙、金属くず
13	（株）中部資源再開発	白馬町八部 9 番 1	0767-57-2226	古紙、金属くず
14	（株）リペア	白馬町 58 部 13 番地の 1	0767-57-2114	金属くず